

厚生労働省所管の国立試験研究機関等の研究成果の技術移転、産学官連携プロジェクト  
のリエゾン（仲介・連絡）を行う体制・機能を備えた組織の設置（TLO）

アクションプラン

厚生労働省所管の国立試験研究機関等の研究成果を全般的に産業界に有効に技術移転し、産学官連携プロジェクトのリエゾン（仲介・連絡）を行う体制・機能を備えた新たな組織をヒューマンサイエンス振興財団に設置。併せて、国立試験研究機関等における研究成果を円滑に技術移転するための環境整備や産学官連携体制の整備、研究者のインセンティブを高めるための環境整備を推進。

（平成15年度）

これまでの進捗状況

平成15年度予算に0.7億円を計上。

TLOの認定要綱を制定し、平成15年3月に国立試験研究機関等に通知。

国立試験研究機関等の職務発明等規程や補償金規程等の知的財産に係る諸規程の改正について、平成15年3月に国立試験研究機関等に通知。

TLO認定要綱に基づき、平成15年5月1日に財団法人ヒューマンサイエンス振興財団をTLOとして認定。

今後の課題・対応方針

平成15年6月より、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団において、技術移転事業を開始。

厚生労働省知的財産戦略会議等を活用し、国立試験研究機関等における産学官連携の推進について検討。

## 国立試験研究機関等技術移転事業者の認定について

### 1 . 国立試験研究機関等技術移転事業者の認定

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）第13条第1項に基づき、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団を厚生労働省所管の国立試験研究機関等が保有する特許権等の民間事業者への技術移転事業者（TLO：Technology Licensing Organization）として認定した。（認定TLO）

### 2 . 認定TLOの事業等

- ( 1 ) 厚生労働省所管の国立試験研究機関等における特許権等のうち、国等が保有する特許権等を民間事業者に移転する。
- ( 2 ) 国等から譲渡された特許権等について、特許料等の納付義務が免除される等の法的支援が受けられる。

### 3 . 今回の認定について

- ・ TLO認定要綱に基づき5月1日に認定した。
- ・ 当該TLOは、厚生労働省の最初の認定TLOである。

#### 4 . 財団法人ヒューマンサイエンス振興財団について

( 1 ) 財団概要

- ・ 住 所 : 東京都中央区日本橋小伝馬町 1 3 - 4
- ・ 理 事 長 : 竹中 浩治
- ・ 設立年月日 : 昭和 6 1 年 4 月 1 日

( 2 ) 技術移転事業部門の名称

ヒューマンサイエンス技術移転センター

( 3 ) 技術移転事業の開始時期

平成 1 5 年 6 月